

平成30年度における障害者就労施設等からの  
物品等の調達を推進を図るための方針

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成30年度における独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

のぞみの園においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達範囲

調達担当者は、別紙の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園会計規程（平成15年規程第10号）第33条の規定を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

### （3）調達実績の公表の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、本事業年度終了後に、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかにのぞみの園ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣（社会・援護局障害保健福祉部）に通知する。

別 紙

【物品・役務の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当、おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー、茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服、身の回り品、装身具、食器類、絵画、彫刻、木工品、金加工、刺繍品、陶磁器、ガラス製品、おもちゃ、人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用具、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机、テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力、集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など